

平成30年5月28日

亀岡市議会議長 湊 泰 孝 様

環境厚生常任委員長 平本 英久

### 委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、亀岡市議会会議規則第110条の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 派遣期間 平成30年5月8日（火）～10日（木）
- 2 派遣場所 神奈川県川崎市、東京都調布市、愛知県岩倉市
- 3 事 件 (1) 子どもの権利に関する条例について（川崎市）  
(2) 子ども条例について（調布市）  
(3) 子ども条例について（岩倉市）
- 4 派遣委員 平本英久、富谷加都子、酒井安紀子、小川克己、齊藤一義、  
菱田光紀、小島義秀、馬場隆
- 5 概 要 別紙のとおり

## 視 察 概 要

◎神奈川県川崎市

平成30年5月8日（火曜日）午後1時30分～午後3時00分

視察項目：子どもの権利に関する条例について

《川崎市の概要》

人 口：1,483,849 人                      面 積：144.35 km<sup>2</sup>

市政施行：大正13年7月1日              議 員 数：60 人



平本委員長挨拶



担当課 説明



富谷副委員長 お礼挨拶

◎東京都調布市

平成30年5月9日（水曜日）午前10時00分～午前11時30分

視察項目：子ども条例について

《調布市の概要》

人 口：231,480人 面 積：21.58km<sup>2</sup>

市政施行：昭和30年4月1日 議 員 数：28人



調布市議会 田中久和議長挨拶



平本委員長挨拶



富谷副委員長 お礼挨拶

◎愛知県岩倉市

平成30年5月10日（木曜日）午前10時00分～午前11時30分

視察項目：子ども条例について

《岩倉市の概要》

人 口：48,047人 面 積：10.47km<sup>2</sup>

市政施行：昭和46年12月1日 議 員 数：15人



岩倉市議会 黒川議長挨拶



平本委員長挨拶



富谷副委員長 お礼挨拶

視察先	神奈川県川崎市 人口1,483,849人 面積144.35km <sup>2</sup> 東京都調布市 人口 231,480人 面積 21.58km <sup>2</sup> 愛知県岩倉市 人口 48,047人 面積 10.47km <sup>2</sup>
視察日時	川崎市 5月8日(火) 13:30～ 調布市 5月9日(水) 10:00～ 岩倉市 5月10日(木) 10:00～
視察等の名称	川崎市 ○子どもの権利に関する条例について 調布市 ○子ども条例について 岩倉市 ○子ども条例について
視察の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの権利条約の具体化を図ることにより、子どもの健やかな育ちを支援するための各施策が全庁的な連携のもとで推進され、子どもにとってよりよいまちづくりにつながるという仮説のもとに調査を行う。</li> <li>・条例制定に至る経緯や条例策定に向けた調査研究、条例制定後の取り組み等を学ぶ。</li> </ul>
視察等の概要	<p><b>◆各自治体における取り組みの特徴</b></p> <p><b>川崎市</b> 条例策定当初からかかわってきた附属機関である「子どもの権利委員会」が現在も活発に機能している。子どもの権利に関する調査研究は子どもの権利委員会が担っており、川崎市はその答申を生かして施策推進をしてきた。所管課では毎年、子どもに関する所管事業について自己評価を行い、それを集約して子どもの権利委員会に意見を求めている。</p> <p><b>調布市</b> 川崎市・岩倉市の条例は、子どもの権利保障を主眼として計画策定や普及啓発などの施策などを総合的に定めているが、調布市の子ども条例は施策推進の柱とすることを目的に制定された「理念条例」と説明された。前文に「子どもは調布の「宝」という市の考え方を示し、子どもの権利については、第4条に明記するのみである。他は、大人がどうするべきかを規定する内容となっている。</p> <p><b>岩倉市</b> 第2章で子どもの権利を明確に規定し、実効性を担保するため</p>

に第4章で子どもに関する施策として実施すべきものを具体的に書き込んでいる。第5章で子どもの権利を子ども自身が守っていくという務めを規定している。

#### ◆市民意見の聴取

川崎市・岩倉市では多くの市民・関係者の参画を得て、子どもの権利についての市民理解を促進しながら条例制定を進めてきた。意見聴取のためのアンケート送付やヒアリングには既存業務に関連づけて費用を抑えながら効果的に行う工夫がされていた。

調布市は、子どもに関する施策の連携不足が最大の課題であるという内部の問題意識から、子ども条例制定準備委員会に諮るまでに庁内での検討を重ね、子育て施策の推進を目的とした条例制定の方向性が出されていた。準備委員会に子どもを含む市民を対象としたアンケート結果を資料として提出しているが、子どもの権利ではなく子育て支援と子どもの実態調査が主な内容である。

#### ◆条例制定の効果

##### 川崎市

条例を根拠とする行動計画が策定されたので、子どもに関する各施策の進捗状況を確認できる。動きがないところは指摘して、推進を促すなどしており、確実に情報共有がやりやすくなっている。行動計画を策定し、施策を一元化できたことなどは条例制定の効果である。条例を根拠として子どもに関する施策が厚くなった。条例がなければ、これらの取り組みはされなかっただろうとの説明であった。

##### 調布市

子ども条例を根拠として、子ども施策には予算と人員が大きく配分されている。計画には子どもの視点でのまちづくりをすることを明記している。子ども政策部以外の部署にも子どもに関する事業（例：都市公園）が多くあり、全ての部署で、子どもの視点でのまちづくりをするための目標を立て、検証することにより、全庁を挙げての子ども施策推進と情報共有につながっている。

\*「子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法に基づくものであるためニーズ調査になってしまって残念であるが、次世代育成支援行動計画の計画期間終了後も、子供施策に関する目標と事業進捗については、年に一回照会をか

けているとの説明。

#### 岩倉市

子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に進めていくための行動計画が条例を根拠に策定されている。毎年実績報告をするため、担当課と子どもの権利についての認識を共有しながら施策を推進することにつながっている。

#### ◆前文

##### 川崎市

前文に全て言いたいことを盛り込んでいる。前文を大事にしている。

##### 調布市

前文に示した「子どもは調布の「宝」という市の考え方が最も重要な部分である。

##### 岩倉市

子どもの権利条約をもとに、岩倉市らしさを取り入れてつくられている。パンフレットの表紙に前文を掲載している。

#### ◆行動計画

川崎市・岩倉市では、子ども・子育て支援事業計画（平成27年～31年度）とは別に、子どもに関する施策を網羅する計画を持っており、いずれもその策定について条文で規定している。

##### 川崎市

子どもの権利に関する行動計画（第5次）（第36条）

##### 岩倉市

子ども行動計画（第19条）

調布市も、行動計画の策定、評価、改定について条文で規定している（第18条）が、現在は子ども・子育て支援事業計画の他、特に計画策定はされていない。条例策定当時に並行して策定作業を行っていた次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）に条例の理念を反映させた。計画期間終了後も行動計画の検

証を行っている。

#### ◆普及啓発

##### 川崎市

条例で子どもの権利の日を設定し、その前後1カ月で啓発強化に努めている。その他、パンフレットや相談カードの配布、ホームページでの情報提供を行っている。子どもの権利の学習支援を教育委員会が担当しており、パンフレット等は学校の授業でも使用している。

多数の市民と共に条例を策定した当時、100%近かった認知度が現在は低下してきていることから、普及啓発の必要性を認識しており、特に教師への研修に力を入れている。

##### 調布市

子どもの権利条例ではなく、安心して、子どもを生き育てられる環境整備を進めていくための理念として子ども条例を制定した経緯から、子どもの人権についての意識啓発ではなく、市がどのような考え方で施策を推進しているかを伝えるため、子育て情報誌の最初のページに条例を掲載している。

##### 岩倉市

条例でこどもの権利週間を設定し、啓発強化に努めている。子どもの権利を学ぶための副読本を利用した授業、講演会等を開催している。子ども条例のパンフレットを全校に配布している。持ち帰るのではなく、各クラスに常備し、毎年引き継いで授業に使っている。

子どもの権利条約が採択されたのが1989年11月20日であることから、川崎市、岩倉市は子どもの権利の日を11月20日に設定している。調布市は検討段階で子どもの権利週間を条文に規定する素案となっていたが、最終的には削除されている。

#### ◆子どもが直接救済を求めることができる制度

川崎市は、相談及び救済について第35条で定めている。子どもの権利に関する条例制定前から人権オンブズパーソン制度が整備されており、そこに上乗せする形で、子どもの権利侵害についても簡易に安心して相談や救済の申立てができる制度として運用されている。メール、手紙でも相談が可能で、電話相談は放課



後にかけることが可能な時間帯に設定されている。特に、子どもからの相談は「子どもあんしんダイヤル（子ども専用）」として専用の番号を設け、フリーダイヤルとしている。

岩倉市は、権利救済委員について第14条で定めているが、子どもが相談する窓口とはなっていない。

#### ◆子どもの権利を条例で定めることによる弊害

各市とも、権利ばかりを強調すると子どもがわがままになるのではないか、しつけ、教育に影響が出てくるのではないか等、子どもの権利をうたうことによる弊害を指摘する声があった。

調布市では、そのような懸念から、権利条例ではなく施策推進のための条例制定とすることが、調布市子ども条例制定準備委員会に意見を求めるより前に、内部で既に決定されていた。当初は、権利条例をつくるべきとの機運が議会、市民の間で高まったことを受けての検討だったとのことだが、それを子育て施策推進のための条例とする方向性を決定した内部での議論をまとめた調査報告書は存在しない。

岩倉市では、子どもに対し、他者の権利尊重に努めさせる規定を入れていることで、自己の権利主張ばかりではないことを示している。（第5章 子どもの務め 第22条～24条）子どもの権利条例によって、実際に心配されていたような弊害があったかを尋ねたところ、この条例を根拠に不当な主張がされるようなことはなく、むしろ子どもの参加権を保障する事業によって子どもが主体的に責任を持って関わるというプラスの効果があったとの説明であった。

川崎市でも、前文において権利主張するだけでなく、権利の相互尊重の重要性に言及しているが、子どもの責務として書かれているのではない。また、子どもに対して努力義務を課す条文はない。わがままになるのでは、とよく心配されるが、互いに思いやりを持てば優しい子どもが育つと捉え、子どもの権利が守られれば、全ての人間の権利が守られることにつながっていくということを前文で表現しているとの説明であった。

#### ◆主な経費

川崎市

・少ない経費で効果的な事業を行うための工夫として、他の部署

	<p>と連携した啓発に力を入れている。他の啓発活動と共に実施する場合は予算の節約となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の人権啓発Jリーグ連携事業を活用している。川崎フロンターレと連携し、啓発活動としてアンケートや物品配布を行う。経費は国130万円、一般財源0。</li> <li>・パンフレットの印刷代等に多額の経費がかかるが、転出入が多く、啓発事業の費用対効果に課題がある。</li> <li>・子ども夢パークが開設15年目となる。周年事業として冠をつけ、経費をかけずに露出を増やすことを考えている。</li> </ul> <p>*行動計画策定費用、実態・意識調査報告書作成費用、子ども安心ダイヤル等の運営費用等の詳細は未確認である。</p> <p><b>岩倉市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの作成経費126万円。</li> <li>・権利救済委員報酬12万円。</li> <li>・行動計画策定経費 第1期は委託料約250万円。 第2期は第1期計画の目標骨子を引き継ぎ、追加する内容を職員が作成したため、人件費以外の費用は発生していない。</li> <li>・今年度は、条例制定から10年となるため、周年事業を実施する。経費は講師代のみ。 条例策定時は、子どもの居場所を新しくつくりたいという意見があったが、財政的制約のため、条文では既存の施設を活用することとした。児童館等の事業に子どもが主体的に参画できるような企画を考案したり、特に児童館と縁遠くなりがちな中学生以上の子どもを対象とした事業を実施するなどして、費用をかけずに子どもの居場所づくりを工夫している。</li> </ul>
<p>考察</p>	<p>亀岡市における子どもの福祉増進のためには、子どもの権利に関する条例を制定することが有効である。条例制定によって、子どもの権利条約の理念の普及が図られ、子どもの健やかな育ちを支援するための各施策が全庁的な連携のもとで推進されることが期待できる。条例の前文には上記のような委員会での経緯を踏まえ、制定の考え方を明確に示すことが重要である。まず前文の内容を熟議の上、確定する必要がある。</p>

	<p><b>○実効性の確保について</b></p> <p>計画策定だけでなく、具体的な事業について条文中で規定されていることも実効性確保のために有効だが、先行事例では、トップダウンによって策定作業が進められ、事業についての規定はそれを実行する立場にある教師、職員等が議論に参加し、専門家の知見を活用しながら条文化したものである。当委員会で提案する場合、条例は簡素なものとしておき、条例を根拠に検討を求めたい施策・事業等の詳細は、別途政策提言書としてまとめることが望ましいと考える。この提言書を意義あるものとするためには、所管部署との意見交換が必要である。費用を抑えながら効果的な意見聴取を行う工夫など、先進地で得た情報を所管と共有することで行動計画策定の際に生かされることも期待できる。</p> <p>直接に子どもの権利条例に基づいて行われる新規事業はコストは大きくないが、施策を子どもの最善の利益のために一元化することにより、既存施策の中で不足していた資源が明らかになり、それを充実させるための経費が必要になる可能性がある。そこで、必要な資源を確保することについて条例に規定しておくことが重要となる。</p>
委員の意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市では、条例制定後も子どもに関する施策について定期的に検証を行っている。条例制定に合わせて施策や事業推進のための行動計画を策定することにより、条例制定後も常に環境や状況の変化に対応することができるのではないか。</li> <li>・川崎市・調布市において、条例を制定することにより、施策について庁内横断的に共通認識を持つことができていると感じた。</li> <li>・調布市では、子どもの目線で子どもの権利をいかに守るのかということよりも、子育て支援の立場から、いかに行政として努めていくかを重点として策定されたものである。条例制定後、担当所管だけでなく、庁内横断的に子ども関連の施策や事業推進に大きく成果が出ていることを考えると、本市の課題解決に一石を投じることが大きく期待できる。</li> <li>・調布市子ども条例は、権利条例ではなく理念条例として、よりよい子育て支援等の環境整備に有効である。条例の周知や啓発については担当職員の確保のための予算以外には極力予算を縮減され、大変な努力が感じられた。</li> <li>・岩倉市の「子ども条例」は、福祉的な立場よりも教育的立場か</li> </ul>

ら進められたことに驚きを感じた。

- 子どもの貧困や児童虐待などの課題解決や、子育て支援体制の拡充のために全庁的な取り組みを推進するためには、子ども関連条例の策定が不可欠であると考える。
- 条例策定において条文は大変重要であるが、最も重視すべきは本市として、亀岡市の宝としての子どもの未来と成長をいかに支え、自己肯定感を高めるとともに、自身の存在価値の再認識ができるよう、あらためて自身には権利があるということ子ども自身に気づかせ理解させる必要がある。
- あわせて行政や大人の役割として社会的な背景を鑑みて環境整備に努め、子ども自身の孤立化や、子育て世帯が社会から孤立・乖離しないためには、どのように努めていくのかも前文に明記するべきであると考える。
- 本条例の制定と並行して行動計画策定を条文化し、条例制定後は行動計画に基づき、年度ごとに施策や関連事業について調査、検証を行い、子どもたちがいきいきと成長することができるよう社会全体で支え、自らの自立・自律の人格形成の促進を図るとともに、何事においても公平にチャレンジできる社会環境の整備に努めていくことを目指していくべきと考える。
- 条例制定の周知啓発については子どもたちの学習の中で自ら学ぶ機会を設ける必要がある。
- 社会の役割や認識の改善については行政機関はもとより、子育て支援時に保護者へ幅広く時間をかけて周知啓発を行うことが肝要である。
- 庁内の体制整備については、担当所管を中心として横断的に子ども施策事業に向けて、各所管の各種事業を通じて、さまざまな子ども施策や子育て支援事業に携わっていることを認識して情報共有と合わせて横断的な取り組みに努めていくべきである。
- 子どもの権利ばかりを条文化すると、権利ばかりを助長するのではないかと議論があったことから、子ども政策推進について、行政の責務や市民の責務などと合わせて、子どもの務めとして、努力義務が条文化されている、本市では子どもの自立・自律を促し、子ども自身を取り巻く学習環境においての子どもとしての役割等を前文に明記してはどうかと考える。
- 岩倉市においても庁内での横断的連携に課題があったが、制定後は庁内連携が図れるようになった。行動計画の策定により、子ども関連事業に関する実績や成果などの検証を毎年度行い

次年度事業に生かすことができる。本市の条例制定にとっても行動計画策定を条文化すべきである。

- ・岩倉市のように「子どもの務め」を条例に明記すべきと考える。それにより、子ども一人一人の権利や人権を尊重するものにつながるのではないかと考える。
- ・3市共に地域・まちの特性や背景に合わせて執行部が策定した条例であった。条例を制定することにより、子どもの貧困対策を始め、全庁横断的な連携ができると確信した。
- ・3市それぞれの条例制定の背景が条例の前文に表れていた。本市の条例制定に当たっては、議会としての思いが前文に反映できるようにしなければならない。
- ・児童の権利に関する条約を主眼に置き、児童福祉法・子どもの貧困対策の推進に関する法律等との整合性を勘案し、権利条例として発展させ、本市の将来を担う宝である子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、1人の人間として尊重され、よりよい環境の中で健やかに成長していき、その将来に夢や希望を持って成長していくことが保障されなければならない。
- ・どれだけの市民が子どもの貧困問題や子どもの権利について関心を持っているのか。また、本市の貧困・いじめ・ひきこもり・DV・差別の実態等を再度認識しておくことも重要である。
- ・条文には「権利」という文言は、最小限にしたい。
- ・小学生の低学年でも理解できる解説書をつくとよいと思う。
- ・検討委員会、調査研究委員会、アンケート、ワークショップ、聞き取り等、長期にわたる調査研究を実施して条例制定に至っている。本市は、全庁的なかかわりを大きな目的の1つとするため、議会提案で条例を制定する経過について執行部と情報共有を行い、各部署においてどのようにかかわることができるのかを考える機会を設けるべきであると考え。全庁横断的な取り組みを進めるため、取りまとめ役となる所管の新設について検討してもよいと思う。
- ・条例の周知が課題とされていたが、条例制定前の段階から、委員会の活動状況を議会だより等で掲載し、市民に関心を持ってもらうことも有効ではないかと考える。
- ・人口の流動性などにより子どもたちを取り巻く環境は大きく異なると感じた。亀岡市には、豊かな地域性や地域で育まれた文化があるため、子どもたちがそれに絶えず触れることで、地域や他の大人とのふれあいが深まり、心豊かな人として育ってい

	<p>くのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本市においては岩倉市や調布市のように「子ども条例」を制定するのがよいのではないかと感じた。</li><li>・今回調査した先行事例において、子どもを取り巻く現状の把握のための調査や子どもを含む市民からの意見聴取は、既存の事業と関連づけるか教育委員会の協力を得るなどして、費用を抑えるとともに高い回収率を確保されていた。これは策定作業が執行部によって行われていたことから可能となったものである。ワークショップ等の開催は、策定段階から子どもの権利について市民を巻き込むことでこれから制定される条例の認知度向上に大きく貢献しているが、その効果は持続的なものではなく、そこで聴取された意見の反映は、条例で多岐にわたることについて定めようとする場合にこそ、その余地があったと考えられる。当委員会で想定されている条例案は最小限の定めをしようとするものであり、立法事実も既に明確となっていることから、現段階でさらなるリサーチを行うには相当の理由づけが必要である。現時点で執行部においても実態調査の実施が困難な理由は、その必要性が認識されながらも資源配分が不十分であったからである。条例に行動計画等の策定、条例の見直しの際に現状把握や意見聴取を行う条項を設けることが現実的かつ意義のあることである。</li></ul>
--	--

視察先	東京都足立区 人口680,670人 面積53.25km <sup>2</sup>
視察日時	平成29年5月19日(金) 10:00～
視察等の名称	○子どもの貧困について ○未来へつなぐあだちプロジェクトについて
視察の目的	足立区では、平成26年8月に子どもの貧困対策本部を設置し、平成27年度に子どもの貧困対策に係る計画を策定した。事業の効果等をより詳細に分析し、実効性のある施策を展開するため、自治体独自で「子どもの貧困」を把握する生活実態調査を実施し、全庁をあげて取り組んでいる。本市においても子どもの貧困対策の取り組みを進めていく中で、先進地である足立区の事例を学ぶ。
視察等の概要	<p><b>計画策定の背景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足立区では、区のボトルネック的課題（治安・学力・健康・貧困の連鎖）がある。その1つである「貧困の連鎖」については、親・子・孫と世代が変わっても貧困状態から脱却できない事が根深い問題であると認識し、その解決に努めてきたが、全庁的な取り組みには至っていなかった。その中で、平成26年8月に区長の指示により、「子どもの貧困対策本部」を設置し、平成27年9月までに子どもの貧困対策についての実施計画を策定することとした。さらに、全庁的な取り組みの強化を図るため、平成27年度を「子どもの貧困元年」と位置づけ、専管組織である「子どもの貧困対策担当部」を設置するとともに、対策本部を再編。学識経験者を招へいした検討会議を開催するなど、実施計画策定に向けて、子どもの貧困対策の基本理念、方針、指標等について様々な視点から検討・研究を進めた。</li> </ul> <p><b>実施体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算、組織、全庁調整する機能をもつ政策経営部に「子どもの貧困対策担当課」を新設。予算は持たず、計画と部署間の調整機能を担う。議会では、子どもの貧困対策を所管する特別委員会（待機児童・子どもの貧困対策調査特別委員会）を設置した。</li> </ul>

### 基本理念

- (1) 全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に希望を持てる社会の実現
- (2) 次代の担い手となる子どもたちが「生き抜く力」を持つことで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥らず社会で自立
- (3) 子どもの貧困を経済的な困窮だけで捉えず、社会的孤立や健康上の問題など成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、その解決や予防に取り組む

### 取り組み姿勢

- (1) 全庁的な取り組み
- (2) 「予防、連鎖を断つ」
- (3) 早期のきめ細やかな施策の実施
- (4) 学校をプラットフォームに
- (5) リスクの高い家庭への支援
- (6) NPO等との連携
- (7) 国、都等への働きかけ

### プロジェクトの3本柱

#### ○教育・学び

##### ①学力・体験支援

基礎的・基本的学力の定着、大学連携による体験事業など

##### ②学びの環境支援

スクールソーシャルワーカーの配置、育英資金貸付事業など

##### ③子どもの居場所づくり

居場所を兼ねた学習支援、児童館、放課後子ども教室など

##### ④キャリア育成支援

高校生キャリア教育、高校中途退学予防など

#### ○健康・生活

##### ①親子に対する養育支援

妊産婦からの早期支援、児童虐待防止など

##### ②幼児に対する発育支援

就学前教育の充実、発達課題の早期発見など

##### ③若年者に対する就労支援

「あだち若者サポートステーション」による支援など

##### ④保護者に対する生活支援



ひとり親家庭に対する就業、交流支援など

○推進体制の構築

①相談事業の連携強化

「つなぐ」シートを活用した相談事業の相互連携など

②NPO・ボランティア団体等の活動支援

③国・都等への働きかけ

④調査により実態を把握し、効果的な対策

子どもの健康・生活実態調査、ひとり親家庭実態調査など

⑤子どもの貧困対策の啓発事業

「子どもの健康・生活実態調査」

○調査の背景

- ・足立区民の健康寿命が都の平均よりも約2歳短いという健康格差
- ・主な要因は糖尿病であり、「足立区糖尿病対策アクションプラン」を策定
- ・糖尿病をはじめとする生活習慣病予防には、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけることが効果的
- ・国民生活基礎調査によると、現在6人に1人の子どもが貧困状態である
- ・足立区では、平成27年度を「子どもの貧困対策元年」と位置づけて、「足立区子どもの貧困対策実施計画～未来へつなぐあだちプロジェクト～」を策定

○調査の目的

- ①子どもの健康と生活の実態を把握すること
- ②子どもの健康が家庭環境や生活習慣からどのような影響を受けているかを明らかにすること
- ③子どもの健康と世帯の経済状態にどのような関連があるか（媒介要因）を明らかにすること

○本調査から見えてきたこと

- ・子どもが地域活動（近所のお祭り・子ども会・児童館等の教室など）に参加していると、逆境を乗り越える力を培える
- ・困った時に保護者に相談できる相手がいることで、子どもの健康に及ぼす生活困難の影響を軽減できる可能性がある
- ・子どもが運動・読書習慣を身につけることで、健康に良い影響を与え、子どもの健康に及ぼす生活困難の影響を

	<p>軽減できる可能性がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食摂取・テレビや動画の視聴時間などの生活習慣は年齢が上がるとともに乱れる傾向</li> <li>→就学前から中学生まで、良い生活習慣が身につけられるよう保護者や地域が一体となった支援が必要</li> </ul>
<p>考察</p>	<p>○足立区では、貧困と貧乏は違うとの認識に基づいて取り組みが行われている。貧困は、文化資本、社会関係資本の不足も複合的に関係する根の深い問題の表層であり子どもにとって必要なものは経済資本だけではない。経済的な困窮だけに着目して対象を把握しようとする、問題を見落とす可能性がある。</p> <p>○計画策定においては、学識経験者の知見を活用したが、諮問・答申・計画原案の作成を求めるのではなく、まず役所が計画自体をすべて作り、学識経験者にはその計画に対する忌憚のない意見を求めた。計画には、事業ごとに今後5年間で必要となる予算についても書き込まれており、資源を重点配分すべき対象を費用対効果の観点から検討の上で計画が策定されている。</p> <p>○足立区で実施している「子どもの健康・生活実態調査」は、改めて対象者にアンケートを送付して回答を求める調査によって得たデータではなく、既存施策の中で各所管が取得しているもの活用したものを多く含んでいるため、大きなコストをかけずに最新数値と指標の推移を把握することが可能となっている。各種調査は、国・都道府県レベルで行われるものを活用する事もできるが、本市で実施した貧困対策の効果を測り、より実効性ある施策の展開につなげるためには独自で調査を行い、計画策定・改定および指標づくりの基礎とすることが必要である。調査を先行させなくても計画は策定できるが、効果を検証し、計画を修正・改善していくためにも実態調査は必要である。</p> <p>○全庁横断的な連携の構築のため、足立区は政策経営部（亀岡市においては企画管理部に対応する部署）が、計画策定・進行管理等を行っており、事業を持たないスタッフ組織が福祉・教育部門に限らず全体の調整機能を担っている。また、窓口対応の中で一定の情報共有を図るために、自殺予防のために衛生部が作成していた「つなぐシート」を全庁に広げる取り組みを行っている。「つなぐシート」を用いて</p>

	<p>関連する手続きの案内や相談窓口への誘導などを積極的に行うことにより単体の手続き処理で終わらせずに、貧困予防と孤立化の抑止に大きな成果を上げている。職員が気を効かせて「つなぐ」ことができるようになるためには、「職員の意識改革」が最も重要である。</p>
委員の意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困対策については、区長を中心として全庁的に取り組んでおり、プロジェクトの事務局を政策経営部として子どもの貧困対策に取り組まれている。教育委員会や他の部署の役割をよく理解し、協力を得て全庁横断的な連携が構築されている。</li> <li>・ 市区町村に対しては、子どもの貧困対策にかかる計画策定の義務付けはされていないが、小山市、足立区ともにこれを策定し、都道府県から市区町村へと貧困対策にかかる施策や事業がおりてくるのを待たずに、対策を展開している。特に足立区については、資源を重点配分すべき対象を費用対効果の観点から検討の上で計画が策定されている。</li> <li>・ 小山市・足立区のいずれの議会でも、子どもの貧困対策を取り扱う際には、貧困対策として実施される個々の事業の所管に関わらず、一つの委員会が包括的に審査・議論を担っている。</li> <li>・ 足立区において子どもの貧困は現在取り組んでいる事業ではあるが、決して貧困対策がメインではなく、あくまでサブタイトルとして担当所管のみならず全庁職員により幅広く対応しており、子どもの貧困対策本部は、あくまで司令塔の役割として各課との連携を支援しており、予算は持っていないとの事である。</li> <li>・ 国保の手続きや年金の異動など各課の中で子どもの貧困につながる可能性が推察される場合は、つなぐシートを活用し、関連する手続きの案内や相談窓口への誘導などを積極的に行っている。単体の手続き処理で終わらせずに、貧困予防と孤立化の抑止に大きな成果をあげているのではないか。</li> <li>・ 子どもの貧困対策のために内部管理部門に総括担当部署が置いて「未来へつなぐあだちプロジェクト」を推進されているため、教育や福祉、行政と地域などややもするとバラバラで連携できずに機能しないところをうまくコントロールされている様子がうかがえた。</li> </ul>

- 学校をプラットフォームとして非常勤のスクールソーシャルワーカーを区費で雇用配置し、子どもの変化情報がキャッチしやすい仕組みがとられていた。スクールソーシャルワーカーは地域を知り連携し、関係機関とも連携する仕組みを作られていた。
- 行政窓口では「つなぐシート」を活用して各課窓口でキャッチした情報を各課窓口相互につなぐことにより貧困の初期を見出す事ができ、相談者に的確なアドバイスをするなど、「つなぐ」重要な取り組みをされていた。
- 未来を担う子どもすべてに目を配る取り組み。貧困調査をするだけではなく、健康や生活実態調査をするその中で貧困のリスクを見出し適切な行政窓口やNPO、地域につなぐということは重要な事である。
- 本市においても、各課窓口で連携していると思うが、やはり各課窓口でどれだけ意識を持って対応しているか、市民に情報の提供ができているか、つなげていけるのかが重要である。
- 経済的支援だけでなく、学習支援、子ども食堂など様々なセーフティネットを重層に張り巡らせ、地域単位に様々な担い手が存在する居場所や子どもが素のままでいられる心の居場所を作る事が、貧困対策の前菜でありメインである。本市も各種団体やNPO法人などがそれぞれ個別に活動を展開しているが、利用者への中身の拡大が難しく特定の方に負担をかけ持続可能なものになっているのかという点に疑問が残る。
- 本市独自で調査を行い、計画策定・改定および指標づくりの基礎とすることが必要である。各種調査は、国・都道府県レベルで既に行われているか、今後行われるものを活用する事もできるが、本市で実施した貧困対策の効果を測り、より実効性ある施策の展開につなげるためには独自の調査が欠かせない。
- 足立区においては外部組織の資源を活用して「子供の健康・生活実態調査」を実施している。このような大掛かりな調査を見れば本市で実施することは現実的でないように思われる。しかしながら、この生活実態調査は貧困対策に限らず実施されたものである。足立区子どもの貧困対策実施計画で扱われている指標は、既存施策の中で各所管が取得しているものを整理したものを多く含んでいる。そのため、

	<p>最新数値と指標の推移を把握することも大きなコストをかけずに可能となっているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 貧困の連鎖を解消するためには、学校プラットフォーム化のように子どもに一番近い教育現場が気づき、指摘・指導することが適切である。</li><li>・ 補助金により就労につながる支援制度を確立し、貧困家庭の削減や健康長寿、補助金削減など、税収増につなげていきたい。</li><li>・ 視察ではソーシャルワーカーやファミリー・サポート・センターに目が行きがちであるが、亀岡市内小・中学校と自治体がタッグを組み、「地域の子どもは地域で見守る」ことを育んでいくような改革をしていくことが財政面でも重要である。</li><li>・ 各々の状況を見極めて担当窓口につなぐとともに、各所管の連携がスムーズにできるようなオールマイティーなセクトを設けなければならないと実感した。</li></ul>
--	---